

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

平成22年8月10日
いわき市

1 推進計画書の趣旨

本計画書は、建築確認手続き等の運用改善を目的とした建築基準法施行規則等の改正（平成22年6月1日施行）を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成22年5月17日付け国住指第655号）」に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとする。

2 確認審査等の現況

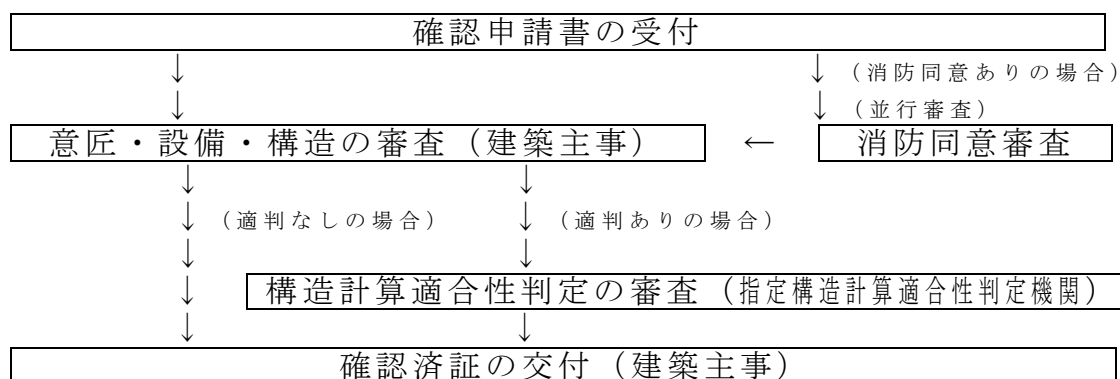
改正建築基準法施行規則等の施行以前の審査状況については次のとおり。

(1) 審査に要する所要期間

平成22年3月1日から5月31日までに本市が取り扱った確認申請の「確認申請受理から確認済証交付までの期間（総日数）」と、「総日数から建築基準法（以下「法」という。）第6条第13項に基づき追加説明等の提出を求めている期間を除いた期間（実審査日数）」は下表のとおり。

		確認申請から確認済証交付までの日数					
		確認審査		適判審査		合計	
		総日数	実審査 日数	総日数	実審査 日数	総日数	実審査 日数
構造計算適合性判定を要する物件		27	20	27	20	54	40
構造計算適合性判定を要しない物件	建築基準法第6条第1項第1号～3号物件	23	16	—	—	23	16
	建築基準法第6条第1項第4号物件	9	7	—	—	9	7

(2) 確認審査の流れ



(3) 確認審査の体制

建築主事3名及び審査員4名による審査を実施。

審査員1名、建築主事1名による審査をし、指摘事項を申請者・設計者等（以下「申請者等」という。）に連絡を行っていた。

指摘事項の訂正後は、審査員1名、建築主事2名による審査を行っていた。

3 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

特に、構造計算適合性判定を要する物件については、確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値※について概ね35日以内を目指す。

（※法第6条13項の規定による「適合しない旨の通知書」（以下「不適合通知」という。）又は同項の規定による「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」（以下「法定通知」という。）がなされた物件を除いた平均値。）

4 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化の取組みに関する方針を次のように定める。

(1) 事前相談等

申請者等に対し、法令の解釈、申請図書の記載方法等に係る事前相談ができるよう、きめ細かく対応する。

(2) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底

ア 申請図書等に法令等に定める所定の図書が不足なく添付されているか、記載事項に不整合がないか、また、法適合上大きな問題がないか等について速やかに確認する。

イ 次のような確認図書は、適正なものとは認めないこととする。

(ア) 申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。

(イ) 設計図書間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。

(ウ) 構造計算適合性判定が求められる申請については、意匠審査に先立ち構造計算に影響する問題がないことを確かめる等、適切な運用を図ることにより、確認審査の迅速化に努める。

(3) 適正かつ公正な審査の実施

ア 改正建築基準法施行規則（平成22年6月1日施行）及び「確認審

査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号）」（以下「指針告示」という。）等の関係告示について、審査担当者は内容を十分に理解し、適確な確認審査を行う。

- イ 審査手続き等の運用については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル〔一般建築物用〕（一般社団法人 新・建築士制度普及協会発行）」及び「同〔小規模建築物用（木造建築物等）〕（一般社団法人 木を活かす建築推進協議会発行）」によるものとする。
 - ウ 補正等の書面の交付を行う場合にあつては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は、内容に応じて、概ね2週間以内の一定期間とし、指摘事項の伝達は、原則、まとめて示すこととする。ただし、建築計画に大きく影響する問題がある等の場合には、申請者等の便宜を踏まえ、分野ごとに個別に書面を交付することとし、併せてすべての指摘ではない旨を伝達する。
 - エ 建築基準関係規定及び関係告示に適合しないことが明白な場合には、遅滞なく不適合通知を交付することとし、審査期間がいたずらに延伸されることのないよう努める。
 - オ 法定通知を行う場合の「正当な理由」に該当するケースは、次のとおりとする。
 - (ア) 確認申請図書に多数の不備や不明確な点があること等により、建築主事が建築基準法第6条第4項の期間内に建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない場合。
 - (イ) 建築主事が補正等を求める書面の交付を行った場合において、定められた相当の期限までに補正等が行われない場合又は補正等が行われてもその内容が不十分な場合。
 - カ 法第6条第1項の規定により建築主事が審査することとされている意匠図、構造図及び構造計算書相互の整合性については、指定構造計算適合性判定機関ではなく、建築主事において確実に審査を行うこととし、確認審査の迅速化に努める。
 - キ 指摘事項にバラツキが生じないよう各審査員で情報を共有し、調整する。
- (4) 適正かつ効率的な審査体制の維持
- ア 建築主事は、構造計算適合性判定を求める必要がある建築物に係る建築確認申請があつた場合には、できるだけ速やかに今後の審査日程等について指定構造計算適合性判定機関に連絡するとともに、当該審査日程に従って着実に手続きを行うよう努める。
 - イ 建築主事は、書面等での内容確認では不十分な場合で、構造計算適合性判定機関又は申請者等から構造計算適合性判定に係るヒアリングの実施等について要請があつた場合には、迅速かつきめ細やかな対応に努める。
- (5) 構造計算適合性判定や消防同意手続きとの並行審査の具体的方法の策定
- ア 建築主事は、構造計算適合性判定の並行審査が適確に実施されるよう、申請書類受理後、速やかに形式審査を実施するよう努める。
 - イ 並行審査を実施できると判断する目安は、次の(ア)及び(イ)とし、審査の手戻りを更に防止する観点から必要に応じ(ウ)についても加えるものとする。
 - (ア) 意匠審査
…建築基準法に基づく形態規制等に適合していること。
 - (イ) 整合性審査

- …意匠図、構造図、設備図の整合性がとれていること。
- (ウ) 構造に係る整合性審査
 - …構造計算書に記載されている構造計算方針と計算内容が整合していること。
 - …構造計算書と構造図が整合していること。
- ウ 建築主事は、構造計算適合性判定の並行審査が可能であると判断した場合には、できるだけ速やかに今後の審査日程等について指定構造計算適合性判定機関に連絡するとともに、当該審査日程に従って着実に手続きを行うよう努める。
- エ 本市においては、消防同意手続きとの並行審査を既に実施しているところであり、今後も同様に行い、確認審査の迅速化に努める。
- (6) 福島県建築確認円滑化対策連絡協議会等における意見交換等の実施
 - 福島県建築確認円滑化対策連絡協議会等において、県、特定行政庁及び指定確認検査機関等との意見交換等を行い、円滑な確認審査に努める。

5 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的取組み方針を、以下のとおり定める。

- (1) 物件毎の進捗管理
 - ア 円滑な確認審査の推進のため、確認申請図書を受け付けた段階から、物件毎の審査状況の進捗を建築主事が管理するものとする。
 - イ 審査に時間を要するものについては、その対応策を検討する。
 - ウ 毎月、各物件の審査状況、平均総審査日数、平均実審査日数等を整理・把握し、審査体制や審査方法の改善の余地がないかについて検証を行う。
- (2) 一般からの苦情の受付及び対応
 - ア 審査窓口、電話、メール等により寄せられた苦情情報を取りまとめ、適切な対応及び改善策に努める。
 - イ 福島県建築確認円滑化対策連絡協議会等において、情報等の共有を図りながら、苦情の処理及び審査体制等の改善に努める。
- (3) 審査員への指導等の取組み方針
 - 関係職員に対する専門分野の教育等の措置を講ずることにより審査体制の充実・強化を図り、確認審査の円滑な実施を確保するよう努める。

6 推進計画書の公表

本推進計画書は、いわき市ホームページで公表する。